3月27日からパスポート(旅券)の申請手続が変わります(オンライン申請他)

令和5年3月13日 在ドバイ日本国総領事館

## 【ポイント】

- ●令和5年(2023年)3月27日以降、パスポートの発給申請手続きの一部 をオンライン化します。
- ●お手持ちのスマートフォンから、オンライン在留届(ORRネット)への登録 情報を利用したオンライン申請を行っていただければ、在外公館に来訪する必要はございませんので、是非ご活用ください。
- ●なお、パスポートを受け取るためには、引き続き在外公館へ来訪する必要があります。
- ●また、令和5年(2023年)3月27日以降、<u>今般の法改正に伴い、以下2</u>の申請手続きが変更となりますので、ご注意ください。

## 【本文】

- 1 オンライン申請がスタートします
- →ポスターはこちら

( https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\_ja/11\_000001\_01119.html )

→パンフレットはこちら

( https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\_ja/11\_000001\_01118.html )

- (1) 令和5年(2023年)3月27日から、パスポートの発給申請手続をオンライン化します。(これまでと同様に、窓口申請も並行して受付します。)
- (2) オンライン申請の場合、
- ・戸籍謄本提出の省略が認められる切替申請は、申請時に在外公館の窓口へ出向 く必要がありません(パスポートの受け取りは、窓口となります。受け取る際は、 必ず前回のパスポートをお持ちください)。
- ・新規申請には、戸籍謄本の提出が必要になります。窓口提出、または、日本国内の書留郵便に準ずる送付方法(配達記録付きの宅配便等を含む)であれば郵送で提出することもできます。
- (3) 国外居住者の皆様は、オンライン在留届ORRネット (https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html)) へ登録した上で、在 留邦人用旅券申請スマホアプリ(近日中にダウンロードが可能となります)を通 じてオンライン申請が可能となります。
- (4) オンライン申請は、アプリの画面上の案内にしたがって実施いただきますが、手続きの方法については近日中に当館ホームページ上でご案内する予定です。

- 2 申請手続きが変わりました
- →ポスターはこちら

( https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100469305.pdf )

→パンフレットはこちら

( https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\_ja/11\_000001\_01118.html )

(1) 戸籍謄本のご用意を!

新しくパスポートを申請する場合や、旅券面の記載事項に変更がある場合は、戸籍謄本をご用意ください。戸籍抄本では受付できません。【注意:有効期間内の切替更新の場合、戸籍謄本の提出は原則不要です】

(2) 査証欄が少なくなったらパスポートの申請を!

パスポートの査証欄(ビザページ)を追加する増補制度が廃止になりました。余 白がなくなったら、新たなパスポートを申請してください。

(3) 6か月以内に受け取りを!

新しいパスポートが発行され、6か月以内にお受け取りがない場合、パスポートは失効します。失効後5年以内に次のパスポートを申請する際には、通常より高い手数料となります。(※令和5年3月27日以降に申請したパスポートが6か月以内に受け取られず失効した場合に適用されます)

(4) 申請書の変更

令和5年(2023年)3月27日から、パスポート発給等のための申請書の様式が変更されます。同日以降、古い様式の申請書は使用できません。

- → ご 自 宅 等 で 印 刷 可 能 な ダ ウ ン ロ ー ド 申 請 書 は こ ち ら ( <a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html">https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html</a> )
- →オンライン申請の場合には、申請書の様式変更は関係ありません。

(了)